

市民税に関するお知らせ **個人住民税の7つの改正ポイント**

問市民税課 ☎724・2114

働き方改革を後押しする等の観点から、給与所得控除及び公的年金等控除が引き下げられ、基礎控除が引き上げられました。

1 給与所得控除の改正

- 給与所得控除を一律10万円引き下げ
- 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を1000万円から850万円に、上限額を220万円から195万円に引き下げ

給与所得 給与等の収入金額 - 給与所得控除

給与所得の計算(改正後) A=収入金額÷4(千円未満切捨)

給与等の収入金額	給与所得の金額
55万999円以下	0円
55万1000円~162万4999円	収入金額-55万円
162万5000円~179万9999円	A×2.4+10万円
180万円~359万9999円	A×2.8-8万円
360万円~659万9999円	A×3.2-44万円
660万円~849万9999円	収入金額×0.9-110万円
850万円超	収入金額-195万円

2 公的年金等控除の改正

- 公的年金等に係る雑所得を計算するうえで適用する公的年金等控除額を一律10万円引き下げ
- 公的年金等の収入金額が1000万円以上の控除額に195万5000円の上限を設定
- 公的年金等以外の所得金額が1000万円を超える場合は控除額を引き下げ

公的年金等に係る雑所得 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除

公的年金等に係る雑所得の計算(改正後)

	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超
65歳未満	130万円以下	収入金額-60万円	収入金額-50万円	収入金額-40万円
	130万1円~410万円	収入金額×0.75-27万5000円	収入金額×0.75-17万5000円	収入金額×0.75-7万5000円
	410万1円~770万円	収入金額×0.85-68万5000円	収入金額×0.85-58万5000円	収入金額×0.85-48万5000円
	770万1円~1千万円	収入金額×0.95-145万5000円	収入金額×0.95-135万5000円	収入金額×0.95-125万5000円
	1千万円超	収入金額-195万5000円	収入金額-185万5000円	収入金額-175万5000円
65歳以上	330万円以下	収入金額-110万円	収入金額-100万円	収入金額-90万円
	330万1円~410万円	収入金額×0.75-27万5000円	収入金額×0.75-17万5000円	収入金額×0.75-7万5000円
	410万1円~770万円	収入金額×0.85-68万5000円	収入金額×0.85-58万5000円	収入金額×0.85-48万5000円
	770万1円~1千万円	収入金額×0.95-145万5000円	収入金額×0.95-135万5000円	収入金額×0.95-125万5000円
	1千万円超	収入金額-195万5000円	収入金額-185万5000円	収入金額-175万5000円

3 基礎控除の改正

- 基礎控除額を10万円引き上げ(住民税43万円、所得税48万円)
- 合計所得金額が2400万円を超える場合、その所得金額に応じて控除額を徐々に減らし、2500万円を超える場合は適用外となる

基礎控除額

合計所得金額	(改正後)控除額	(改正前)控除額
2400万円以下	住民税43万円/所得税48万円	
2400万円超2450万円以下	住民税29万円/所得税32万円	住民税33万円 所得税38万円
2450万円超2500万円以下	住民税15万円/所得税16万円	
2500万円超	適用無し	

4 非課税・扶養要件等の見直し

給与所得控除等見直しに伴い、住民税の非課税範囲や扶養控除等に係る合計所得金額等の要件がそれぞれ見直されました。

非課税・扶養控除等の要件(改正後)

要件	改正後
均等割・所得割の両方が非課税となる合計所得金額(※1)	扶養親族等(※2)無し 45万円以下 扶養親族等有り 次で計算した額以下 35万円×(扶養親族等+1)+31万円
所得割が非課税となる総所得金額等(※3)	扶養親族等無し 45万円以下 扶養親族等有り 次で計算した額以下 35万円×(扶養親族等+1)+42万円
障害者、未成年者、ひとり親、寡婦に対する非課税措置の合計所得金額	135万円以下
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	48万円超 133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	75万円以下
家内労働者等の所得計算の特例(必要経費に算入する金額の最低保証額)	55万円

※1 損失の繰越控除前の総所得金額、株式等の譲渡所得の金額、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額、先物取引の雑所得の金額、特別控除を控除する前の分離課税の譲渡所得の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額

※2 同一生計配偶者又は扶養親族

※3 合計所得金額に損失の繰越控除を適用した金額

5 所得金額調整控除の創設

給与所得控除及び公的年金控除の見直しにより、介護・子育て世帯や給与・公的年金等の両方の収入がある方に税負担が生じないように、次の対象者について、それぞれ計算した金額が給与所得の金額から控除されます。

○対象者その1 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ①特別障害者に該当する②年齢23歳未満の扶養親族を有する③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

控除額 給与等の収入金額(※) - 850万円×10%

※上限は1000万円です。

○対象者その2 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある場合(対象者その1の控除がある場合、1の控除後の金額からさらに控除)

控除額 給与所得控除後の給与の金額(※) + 公的年金等に係る雑所得の金額(※) - 10万円

※上限は10万円です。

6 ひとり親控除の創設等

ひとり親に対して性別や婚姻歴の有無による差を無くし、公平に課税するために、従来の寡婦控除が廃止され「ひとり親控除」が創設されました。また、寡婦控除の適用要件が見直されました。

●合計所得金額135万円以下のひとり親は、個人住民税が非課税

●生計を一にする子を有する合計所得金額500万円以下の方について、「ひとり親控除(住民税30万円・所得税35万円)」が適用されます。

●子以外を扶養する(ひとり親に該当しない)寡婦について、合計所得金額が500万円を超える場合は控除の適用が無くなります。

※ひとり親・寡婦控除は住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方(事実婚)は対象外です。

ひとり親・寡婦控除(改正後)

■は「ひとり親控除」、□は「寡婦控除」です。

本人が	配偶関係	死別	離婚	未婚のひとり親		
					本人所得	500万円以下
本人が女性	扶養親族	有	子	住民税30万円 所得税35万円	住民税30万円 所得税35万円	住民税30万円 所得税35万円
			子以外	住民税26万円 所得税27万円	住民税26万円 所得税27万円	-
	無	子	住民税26万円 所得税27万円	-	-	
		子以外	-	-	-	
本人が男性	扶養親族	有	子	住民税30万円 所得税35万円	住民税30万円 所得税35万円	住民税30万円 所得税35万円
			子以外	-	-	-
	無	子	-	-	-	
		子以外	-	-	-	

※いずれも本人所得が500万円超の方は控除の対象外です。

7 調整控除の改正

2007年に行われた税源移譲に伴う税負担を調整する調整控除について、合計所得金額が2500万円を超える方は控除の適用が無くなります。

市税の口座振替は外出不要です!

問納税課 ☎724・2121

【申込書の請求はお電話で!】

2021年度からの口座振替の申し込みを受け付けています。申込書を送付しますので、納税課へご連絡ください。利用できる各税目の申込期限は右表のとおりです。

【口座振替を行うと、こんな利点があります】

①納付のために外出する必要がない。

②各納期に指定口座からの振替を行うため、納め忘れがない。

③申込書に必要事項を記入・押印のうえ、郵送で納税課へ。

2021年度からの口座振替申込書提出期限

税目	申込期限
固定資産税	2月12日
都市計画税	2月26日
軽自動車税	4月1日
市・都民税	4月22日



税金滞納許しません!

12月はオール東京滞納STOP強化月間

問納税課 ☎724・2122

東京都と区市町村では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指し、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置付けています。都と区市町村が連携し、広報や催告による納税の推進、財産の差し押さえやタイヤロック、搜索等を実施する徴収対策に取り

組んでいます。町田市も、この強化月間に積極的に参加しています。引き続き、期限内納付へのご理解ご協力をお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方は、お早めにご相談ください。